

建設工事における総合評価落札方式の実施方針 (令和 7 年度)

国立大学法人浜松医科大学

総合評価落札方式の実施方針について

・総合評価落札方式のタイプ選定基準

- 総合評価落札方式を実施する場合は、予定価格及び難易度の複合条件により、標準型・簡易型・実績評価型いずれかのタイプに分類して実施する。
- 予定価格が2億円以上の案件については、標準型・実績評価型いずれかのタイプと施工体制確認型を併せて実施する。

( 部分は施工体制確認型の対象。)

(予定価格)

	標準型(WTO)		
8.1億			
	実績評価型		標準型 (WTO以外)
2億			
2,500万			簡易型
500万	最低価格落札方式との選択		
	易	やや難 (難易度)	難

施工体制確認型実施にあたっては、下記の項目を「施工体制評価項目」として追加設定する。

施工体制評価項目・評価基準及び評価点

・赤字の部分の追加

○企業の施工体制

評価項目	評価基準	配点	評価点
品質確保の実効性	優: 工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる	15点	
	良: 工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる	5点	
	可: その他	0点	
施工体制確保の確実性	優: 工事の品質確保のための施工体制の他、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる	15点	
	良: 工事の品質確保のための施工体制の他、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる	5点	
	可: その他	0点	
小計		30	0

配点計	評価点計
30	0

$$\text{※ 評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

※ 評価点については、以下のようにつ与されます。

低入札価格調査基準価格以上	0～30点	(確保されないと認められる事情がある場合にのみ減点)
低入札価格調査基準価格未満	0～30点	(確保できると認められる場合に加点)

・総合評価落札方式タイプ別評価項目・評価基準及び配点について

実績評価型

①企業の技術力

(1)企業の施工能力

評価項目	評価基準	配点	評価点
同種工事の施工実績	国・特殊法人等(注)及び地方公共団体が発注する工事の実績あり。	6点	
	実績なし(欠格)	5点	
工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績評定	過去2年度以降の平均点が83点以上	6点	
	過去2年度以降の平均点が81点以上83点未満	5点	
	過去2年度以降の平均点が79点以上81点未満	4点	
	過去2年度以降の平均点が77点以上79点未満	3点	
	過去2年度以降の平均点が75点以上77点未満	2点	
	過去2年度以降の平均点が73点以上75点未満	1点	
	過去2年度以降の平均点が73点未満(実績なしを含む)	0点	
	各年度(過去2年度)の平均点が2年連続で65点未満(欠格)		
	文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、過去2年度以内に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある。(欠格)		
	小計	12	0

(2)配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準	配点	評価点
過去15年以降の配置予定技術者の同種工事の施工経験	国、特殊法人等(注)及び地方公共団体が発注する工事において主任(監理)技術者又は現場代理人としての経験あり。	6点	
	上記以外で主任(監理)技術者又は現場代理人としての経験あり。	4点	
	主任(監理)技術者又は現場代理人以外での経験あり。	2点	
	経験なし(欠格)		
同種工事の施工経験として挙げた工事の過去4年度以降に完成した主任(監理)技術者又は現場代理人としての工事成績(工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績評定)	83点以上	6点	
	81点以上83点未満	5点	
	79点以上81点未満	4点	
	77点以上79点未満	3点	
	75点以上77点未満	2点	
	73点以上75点未満	1点	
	73点未満(実績なしを含む)	0点	
	65点未満(欠格)		
	小計	12	0

②企業の信頼性・社会性

(1)法令遵守(コンプライアンス)

評価項目	評価基準	配点	評価点
事故及び不誠実な行為	東海地域における営業停止又は文科省並びに国立大学法人等の指名停止期間終了後6ヶ月以内の当該工事の入札執行がない。	0点	
	東海地域における営業停止又は文科省並びに国立大学法人等の指名停止期間終了後6ヶ月以内の当該工事の入札執行がある。	—1点	
	小計	0	

(2)地域精進度

評価項目	評価基準	配点	評価点
地理的条件(緊急時の施工体制)	静岡県西部地区(☆)に技術者・資機材等の拠点あり。	4点	
	静岡県西部地区(☆)に技術者・資機材等の拠点なし。	0点	
	小計	4	0

(3)ワーク・ライフ・バランス等の推進

評価項目	評価基準	配点	評価点
ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	・えるぼし認定企業(※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限り)、プラチナえるぼし認定企業又は一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限り)		
	・トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業		
	・ユースエール認定		
	※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。		
	上記のいずれかの認定を受けている。	2点	
	上記のいずれかの認定も受けていない。	0点	
	小計	2	0

(注)「特殊法人等」は、別紙で定める法人等とする。

(☆)静岡県西部地区：浜松市、磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、御前崎市、湖西市、森町

配点計	評価点計
30	0

簡易型

①企業の技術力

(1) 施工計画(簡易型) ※工事内容により、最大2項目を指定

評価項目	評価基準	配点	評価点
工程管理に係わる技術的所見	各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる。	10点	
	各工程の工期が適切である。	9点	
	各工程の工期が不適切である。(欠格)	0点	
材料の品質管理に係わる技術的所見 施工上の課題に対する技術的所見 施工上配慮すべき事項 安全管理に留意すべき事項	優：適切であり、非常に優れた工夫が見られる。	10点	
	良＋：適切であり、優れた工夫が見られる。	9点	
	良：適切であり、工夫が見られる。	8点	
	良－：適切であるが、あまり加点すべき工夫が見られない。	7点	
	可：適切であるが、特に加点すべき工夫が見られない。	0点	
不適切(欠格)		0点	
小計		20	0

(2) 企業の施工能力

評価項目	評価基準	配点	評価点
同種工事の施工実績	国・特殊法人等(注)及び地方公共団体が発注する工事の実績あり。	6点	
	その他の工事実績あり。	5点	
	実績なし(欠格)	0点	
工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績評定	過去2年度以降の平均点が83点以上	6点	
	過去2年度以降の平均点が81点以上83点未満	5点	
	過去2年度以降の平均点が79点以上81点未満	4点	
	過去2年度以降の平均点が77点以上79点未満	3点	
	過去2年度以降の平均点が75点以上77点未満	2点	
	過去2年度以降の平均点が73点以上75点未満	1点	
	過去2年度以降の平均点が73点未満(実績なしを含む)	0点	
	各年度(過去2年度)の平均点が2年連続で65点未満(欠格)	0点	
	文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、過去2年度以内に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある。(欠格)	0点	
	小計	12	0

(3) 配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準	配点	評価点
過去15年以降の配置予定技術者の同種工事の施工経験	国、特殊法人等(注)及び地方公共団体が発注する工事において主任(監理)技術者又は現場代理人としての経験あり。	6点	
	上記以外で主任(監理)技術者又は現場代理人としての経験あり。	4点	
	主任(監理)技術者又は現場代理人以外での経験あり。	2点	
	実績なし(欠格)	0点	
小計		6	0

②企業の信頼性・社会性

(1) 法令遵守(コンプライアンス)

評価項目	評価基準	配点	評価点
事故及び不誠実な行為	東海地域における営業停止又は文科省並びに国立大学法人等の指名停止期間終了後6ヶ月以内の当該工事の入札執行がない。	0点	
	東海地域における営業停止又は文科省並びに国立大学法人等の指名停止期間終了後6ヶ月以内の当該工事の入札執行がある。	－1点	
	小計	0	

(2) ワーク・ライフ・バランス等の推進

評価項目	評価基準	配点	評価点
ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	・えるぼし認定企業(※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る)、プラチナえるぼし認定企業又は一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る) ・トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業 ・ユースエール認定 ※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。	2点	
	上記のいずれかの認定を受けている。	2点	
	上記のいずれかの認定も受けていない。	0点	
	小計	2	

(注)「特殊法人等」は、別紙で定める法人等とする。

配点計	評価点計
40	

標準型（WTO対象外）

①企業の技術力

(1)企業の施工能力

評価項目	評価基準	配点	評価点
同種工事の施工実績	国・特殊法人等(注)及び地方公共団体が発注する工事の実績あり。	6点	
	その他の工事実績あり。	5点	
工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績評定	実績なし(欠格)	0点	
	過去2年度以降の平均点が83点以上	6点	
	過去2年度以降の平均点が81点以上83点未満	5点	
	過去2年度以降の平均点が79点以上81点未満	4点	
	過去2年度以降の平均点が77点以上79点未満	3点	
	過去2年度以降の平均点が75点以上77点未満	2点	
	過去2年度以降の平均点が73点以上75点未満	1点	
	過去2年度以降の平均点が73点未満(実績なしを含む)	0点	
	各年度(過去2年度)の平均点が2年連続で65点未満(欠格)	0点	
	文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、過去2年度以内に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある。(欠格)	0点	
小計		12	0

(2)配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準	配点	評価点
過去15年以降の配置予定技術者の同種工事の施工経験	国、特殊法人等(注)及び地方公共団体が発注する工事において主任(監理)技術者又は現場代理人としての経験あり。	6点	
	上記以外で主任(監理)技術者又は現場代理人としての経験あり。	4点	
	主任(監理)技術者又は現場代理人以外での経験あり。	2点	
	経験なし(欠格)	0点	
小計		6	0

②企業の信頼性・社会性

(1)法令遵守(コンプライアンス)

評価項目	評価基準	配点	評価点
事故及び不誠実な行為	東海地域における営業停止又は文科省並びに国立大学法人等の指名停止期間終了後6ヶ月以内の当該工事の入札執行がない。	0点	
	東海地域における営業停止又は文科省並びに国立大学法人等の指名停止期間終了後6ヶ月以内の当該工事の入札執行がある。	-1点	
	小計	0	

(2)ワーク・ライフ・バランス等の推進

評価項目	評価基準	配点	評価点
ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	・えるぼし認定企業(※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る)、プラチナえるぼし認定企業又は一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る) ・トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業 ・ユースエール認定 ※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。	3点	
	上記のいずれかの認定を受けている。	3点	
	上記のいずれかの認定も受けていない。	0点	
	小計	3	

③企業の高度な技術力

(1)VE提案とVE提案に基づく施工計画 ※工事内容により最大3項目を指定

評価項目	評価基準	配点	評価点
総合的なコスト	優 : 適切であり、非常に優れた工夫が見られる。	8点	
	良+ : 適切であり、優れた工夫が見られる。	7点	
	良 : 適切であり、工夫が見られる。	6点	
	良- : 適切であるが、あまり加点すべき工夫が見られない。	5点	
	可 : 適切であるが、特に加点すべき工夫が見られない。	0点	
	(VE提案は全て不採用)	0点	
性能等	優 : 適切であり、非常に優れた工夫が見られる。	8点	
	良+ : 適切であり、優れた工夫が見られる。	7点	
	良 : 適切であり、工夫が見られる。	6点	
	良- : 適切であるが、あまり加点すべき工夫が見られない。	5点	
	可 : 適切であるが、特に加点すべき工夫が見られない。	0点	
	(VE提案は全て不採用)	0点	
社会要請	優 : 適切であり、非常に優れた工夫が見られる。	8点	
	良+ : 適切であり、優れた工夫が見られる。	7点	
	良 : 適切であり、工夫が見られる。	6点	
	良- : 適切であるが、あまり加点すべき工夫が見られない。	5点	
	可 : 適切であるが、特に加点すべき工夫が見られない。	0点	
	(VE提案は全て不採用)	0点	
小計		24	0

(2)工事全般の施工計画

評価項目	評価基準	配点	評価点
施工上配慮すべき事項等の技術的所見	優 : 適切であり、非常に優れた工夫が見られる。	8点	
	良+ : 適切であり、優れた工夫が見られる。	7点	
	良 : 適切であり、工夫が見られる。	6点	
	良- : 適切であるが、あまり加点すべき工夫が見られない。	5点	
	可 : 適切であるが、特に加点すべき工夫が見られない。	0点	
	不適切: 施工計画が不適切である。(欠格)	0点	
小計		8	0

(注)「特殊法人等」は、別紙で定める法人等とする。

配点計	評価点計
53	

標準型（WTO対象）

①企業の高度な技術力
(1)VE提案とVE提案に基づく施工計画 ※工事内容により最大3項目を指定

評 価 項 目		評 価 基 準	配点	評価点
総合的なコスト	ライフサイクルコスト その他	優：適切であり、非常に優れた工夫が見られる。	12点	
		良＋：適切であり、優れた工夫が見られる。	11点	
		良：適切であり、工夫が見られる。	10点	
		良－：適切であるが、あまり加点すべき工夫が見られない。	9点	
		可：適切であるが、特に加点すべき工夫が見られない。 (VE提案は全て不採用)	0点	
性能等	機能・強度・耐久性等	優：適切であり、非常に優れた工夫が見られる。	12点	
		良＋：適切であり、優れた工夫が見られる。	11点	
		良：適切であり、工夫が見られる。	10点	
		良－：適切であるが、あまり加点すべき工夫が見られない。	9点	
		可：適切であるが、特に加点すべき工夫が見られない。 (VE提案は全て不採用)	0点	
社会要請	環境の維持 交通の確保 特別な安全対策 省資源・リサイクル	優：適切であり、非常に優れた工夫が見られる。	12点	
		良＋：適切であり、優れた工夫が見られる。	11点	
		良：適切であり、工夫が見られる。	10点	
		良－：適切であるが、あまり加点すべき工夫が見られない。	9点	
		可：適切であるが、特に加点すべき工夫が見られない。 (VE提案は全て不採用)	0点	
		小計	36	0

(2)工事全般の施工計画

評価項目	評価基準	配点	評価点
施工上配慮すべき事項等の技術的所見	優：適切であり、非常に優れた工夫が見られる。	12点	
	良＋：適切であり、優れた工夫が見られる。	11点	
	良：適切であり、工夫が見られる。	10点	
	良－：適切であるが、あまり加点すべき工夫が見られない。	9点	
	可：適切であるが、特に加点すべき工夫が見られない。	0点	
	不適切：施工計画が不適切である。(欠格)		
小計		12	0

②企業の信頼性・社会性
(1)ワーク・ライフ・バランス等の推進

評価項目	評価基準	配点	評価点
ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	・えるばし認定企業(※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る)、プラチナえるばし認定企業又は一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る) ・トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業 ・ユースエール認定 ※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。		
	上記のいずれかの認定を受けている。	3点	
	上記のいずれの認定も受けていない。	0点	
小計		3	0

配点計	評価点計
51	

総合評価落札方式の評価基準における特殊法人等について

○特殊法人等の定義

総合評価落札方式の評価基準における特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）及び適正化法施行令に定められた法人等とする。

また、別の法令等により適正化法の特殊法人等とみなす旨の規定がされている法人等（例：国立大学法人法施行令に基づく国立大学法人）を含む。

○留意点

特殊法人等については、ある時点から適正化法の対象から除外される場合や名称が変更される場合があるため、入札参加の申請にあたり、企業又は配置予定技術者の実績を特殊法人等が発注した工事とする場合には、次の点に留意すること。

- ① 実績とする工事の原契約締結時点で、その工事の発注者が上記の定義に当てはまる者であること。
- ② 実績とする工事の発注者が、適正化法以外の法令等に基づいて特殊法人等とみなす者である場合には、根拠法令等を十分に確認すること（申請時に関連資料を求める場合がある）。

以 上

（参考）適正化法に基づく特殊法人等（適正化法施行令掲載順、令和6年4月1日現在）
首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、沖縄科学技術大学院大学学園、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構

・工事技術的難易度評価項目及び評価基準について

■総合評価落札方式のタイプ選定に係る工事難易度については、工事技術的難易度評価表（建築工事・設備工事・土木工事）を用いて施設課により判定する。

■評価は、以下の手順で行う。

- ①小項目について、a・b・cのいずれかで評価。
- ②小項目の評価（a・b・cの数）により、大項目の評価を決定。
- ③大項目の評価（A・B・Cの数）により、工事難易度を判定。

工事技術的難易度評価表【建築工事】

令和 年 月 日作成

工 事 名		評 価 項 目		評 価 内 容
大 項 目	評 価	小 項 目	評 価	
1. 構造条件		①規模		・延べ面積10,000㎡以上の建物
				・地上9階以上または31m以上の建物
				・大空間のホール等を有する建物
		②構造特性		・官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事
2. 技術特性		③機能		・特殊機能・設備のある建物(RI・動物実験・P3施設など)
		①工法等		・免震装置を設けるなど特殊な工法を採用した建物
				・大規模な山留め工法が必要な工事
3. 地形・地盤条件		②その他		・パイロット工事、又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事
		①湧水・地下水		・湧水の発生が多い、地下水位面が高くウエルポイント等の排水設備が必要な工事
		②軟弱地盤		・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事
4. 社会条件		③傾斜地・高低差		・地形により施工条件が制限される工事
		④その他		・自然による困難が予測される工事(気象、波、潮流など)
		①地中埋設物		・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒、可燃性ガスの対策の必要な工事
		②近接施工		・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事
		③騒音・振動		・住居専用地域等で騒音などの対策を必要とする工事
		④水質汚濁		・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事
5. マネジメント特性		⑤作業用道路・ヤード		・作業用道路、作業ヤードが制限を受ける工事
		⑥その他		・社会的条件により工事施工が制限される工事(騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策)
		①他工区調整		・特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事
		②住民対応		・特に近隣住民との調整・対応が厳しい工事
		③関係機関対応		・地方自治体、消防署等の調整に困難な調整を要する工事
		④工程管理		・休日・夜間作業が工程の過半を越える工事
				・施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事
6. 特別考慮要因				・同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事
		⑤品質管理		・高い品質管理の要求される工事
		⑥安全管理		・高所作業、地下作業等の危険作業を含む工事
		⑦その他		・災害時の応急復旧等
				・特に建物固有の特殊機能等に困難が予測される工事
技術的難易度評価				a：特に困難な、または特に高度な技術を要する

a：特に困難な、または特に高度な技術を要する

b：困難な、または高度な技術を要する

c：一般的な、または通常の技術で対応可能

－：該当なし

工事技術的難易度評価表【設備工事】

令和 年 月 日作成

工 事 名		評 価 項 目		評 価 内 容
大項目	評 価	小 項 目	評 価	
1. 構造条件		①規模		・延べ面積10,000㎡以上の建物
				・地上9階以上または31m以上の建物
				・大空間のホール等を有する建物
		②構造特性		・官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事
2. 技術特性		①工法等		・特殊機能・設備のある建物(RI・動物実験・P3施設など)
				・特殊な工法を採用した建物
				・特殊な設備システムを採用した工事
		②その他		・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事
	・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛り替え等を必要とする工事			
3. 地形・地盤条件		①湧水・地下水 ②軟弱地盤 ③傾斜地・高低差 ④その他		・パイロット工事、又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事
				・湧水の発生が多い、地下水位面が高くウエルポイント等の排水設備が必要な工事
				・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事
				・地形により施工条件が制限される工事
4. 社会条件		①地中埋設物 ②近接施工 ③騒音・振動 ④水質汚濁 ⑤作業用道路・ヤード ⑥その他		・自然による困難が予測される工事(気象、波、潮流など)
				・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒、可燃性ガスの対策の必要な工事
				・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事
				・住居専用地域等で騒音などの対策を必要とする工事
				・場内に污水处理装置(水替え)を必要とする工事
				・作業用道路、作業ヤードが制限を受ける工事
5. マネジメント特性		①他工区調整 ②住民対応 ③関係機関対応		・作業用道路、作業ヤードが制限を受ける工事
				・社会的条件により工事施工が制限される工事(騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策)
				・特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事
		④工程管理 ⑤品質管理 ⑥安全管理 ⑦その他		・特に近隣住民との調整・対応が厳しい工事
				・地方自治体、消防署等の調整に困難な調整を要する工事
				・休日・夜間作業が工程の過半を越える工事
				・施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事
6. 特別考慮要因				・同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事
				・高い品質管理の要求される工事
技術的難易度評価				・高所作業、地下作業等の危険作業を含む工事
				・災害時の応急復旧等
				・特に建物固有の特殊機能等に困難が予測される工事

a：特に困難な、または特に高度な技術を要する

- a : 特に困難な、または特に高度な技術を要する
b : 困難な、または高度な技術を要する
c : 一般的な、または通常の技術で対応可能
- : 該当なし

工事技術的難易度評価表【土木工事】

令和 年 月 日作成

工 事 名		評 価 項 目		評 価 内 容
大項目	評 価	小 項 目	評 価	
1. 構造物条件		①規模		・対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模
		②形状		・対象構造物の形状の複雑さ
		③その他		・既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象
2. 技術特性		①工法等		・工法、使用機械、使用材料等
		②その他		・施工方法に関する技術提案等
3. 自然条件		①湧水・地下水		・湧水の発生、掘削作業等に対する地下水位の影響等
		②軟弱地盤		・支持地盤の状況
		③作業用道路・ヤード		・急峻な地形条件下等、工事用道路・作業スペース等の制約
		④気象		・雨・雪・風・気温等の影響
		⑤その他		・地すべり等の地質条件等の影響、動植物等に対する配慮等
4. 社会条件		①地中障害物		・地下埋設物等の地中内の作業障害物
		②近接施工		・工事の影響に配慮すべき架空線・建築物等の近接物
		③騒音・振動		・住居専用地域等で騒音などの対策を必要とする工事
		④水質汚濁		・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事
		⑤作業用道路・ヤード		・作業用道路、作業ヤードが制限を受ける工事
		⑥現場作業		・構内道路の交通規制を伴う作業
		⑦その他		・社会的条件により工事施工が制限される工事(騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策)
5. マネジメント特性		①他工区調整		・特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事
		②住民対応		・特に近隣住民との調整・対応が厳しい工事
		③関係機関対応		・地方自治体、消防署等の調整に困難な調整を要する工事
		④工程管理		・休日・夜間作業が工程の過半を越える工事 ・工期・工程の制約・変更への対応(工法変更等に伴うものを含む)
		⑤品質管理		・高い品質管理の要求される工事
		⑥安全管理		・高所作業、地下作業等の危険作業を含む工事
		⑦その他		・災害時の応急復旧等
技術的難易度評価		a：特に困難な、または特に高度な技術を要する		

a：特に困難な、または特に高度な技術を要する

b：困難な、または高度な技術を要する

c：一般的な、または通常の技術で対応可能

－：該当なし

○大項目評価基準

大項目評価	小項目評価
A	対象大項目に対する各小項目評価にa判定が1個以上ある。
B	対象大項目に対する各小項目評価にb判定が1個以上あり、かつ、a判定がない。
C	対象大項目に対する各小項目評価にa若しくは、b判定がない。
該当なし	対象大項目に対する各小項目評価が、－（該当なし）のみ。

○技術的難易度評価基準

難易度	大項目評価
難	・大項目の評価にA判定が2個以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1個以上あり、かつ、B判定が4個以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1個以上あり、かつ、B判定が3個以下の 場合にも工事特性により「難」と判定しても良い。
やや難	・大項目の評価にB判定が1個以上あり、かつ、A判定がない。 ・大項目の評価にA判定が1個以上あり、かつ、B判定が3個以下である。
易	・大項目の評価にA若しくは、B判定がない。